

建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、金沢市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が着手及び完成日を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から着手日の前日までをいう。
- （2）実工期：実際に工事を施工するための期間で、着手日から完成日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （3）全体工期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

ただし、設計変更または工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

- （1）供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- （2）当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事であること。

（工事の着手及び完成日）

第4条 工事の着手日は、契約締結日から起算して3か月以内とする。ただし、現場条件等により、3か月を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、発注者はその理由を整理のうえ設定することができる。

- 2 発注者は、着手及び完成日の期限をあらかじめ定め、入札公告等に明示することとする。
- 3 受注者は、契約締結日から着手日の期限までの間で、休日（金沢市の休日を定める条例（平成2年金沢市条例第1号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を着手日として設定することとする。
- 4 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することとする。
- 5 第3項及び前項の規定により受注者が定めた着手及び完成日を建設工事請負契約書に記載することとする。
- 6 受注者は、契約締結後であっても、工事の着手前であれば第3項及び第4項の規定の範囲内で着手及び完成日を変更することができる。
- 7 受注者は、着手後において、工事内容の変更がある等、特段の事由により実工期が変更となる場合は、発注者と協議のうえ、受注者が設定した完成日を変更することができる。

（着手前の取扱い）

- 第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。
 - 3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

- 第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
- （1）受注者は、着手日までに施工計画書を発注者に提出することとする。
 - （2）受注者は、契約時に現場代理人・主任（監理）技術者選任届を提出することとする。
 - （3）一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者の従事期間については、着手及び完成日を登録することとする。
 - （4）受注者は契約締結後10日以内にCORINSに登録することとする。
 - （5）契約保証の期間は、契約締結日を含み完成日までとする。

（アンケート調査の実施）

- 第7条 受注者は、別に定めるアンケート調査に回答し、工事完了後、速やかに発注者に提出することとする。

（経費の負担）

- 第8条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（その他）

- 第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。